

○文部科学省告示第五十四号

学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第六条第一項の規定に基づき、学校環境衛生基準（平成二十一年文部科学省告示第六十号）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日

文部科学大臣 盛山 正仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

第2 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準
 1 [略]
 2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄に掲げる方法又はこれと同等以上の方法により、検査項目(1)については、毎学年1回、検査項目(2)については、水道法施行規則第54条において準用する水道法施行規則第15条に規定する専用水道が実施すべき水質検査の回数、検査項目(3)については、毎学年1回、検査項目(4)については、毎学年2回、検査項目(5)については、水道水を水源とする飲料水にあつては、毎学年1回、井戸水等を水源とする飲料水にあつては、毎学年2回、検査項目(6)については、毎学年2回定期的に検査を行うものとする。

検査項目	方法
(1) 水道水を水源とする飲料水（専用水道を除く。）の水質	
ア. 一般細菌	水質基準に関する省令の
イ. 大腸菌	規定に基づき環境大臣が定
ウ. 塩化物イオン	める方法（平成15年厚生労働省告示第261号）により
エ. 有機物（全有機炭素	

改正前

第2 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準
 1 [略]
 2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄に掲げる方法又はこれと同等以上の方法により、検査項目(1)については、毎学年1回、検査項目(2)については、水道法施行規則第54条において準用する水道法施行規則第15条に規定する専用水道が実施すべき水質検査の回数、検査項目(3)については、毎学年1回、検査項目(4)については、毎学年2回、検査項目(5)については、水道水を水源とする飲料水にあつては、毎学年1回、井戸水等を水源とする飲料水にあつては、毎学年2回、検査項目(6)については、毎学年2回定期的に検査を行うものとする。

検査項目	方法
(1) 水道水を水源とする飲料水（専用水道を除く。）の水質	
ア. 一般細菌	水質基準に関する省令の
イ. 大腸菌	規定に基づき厚生労働大臣
ウ. 塩化物イオン	が定める方法（平成15年厚生労働省告示第261号）に
エ. 有機物（全有機炭素	

水質	(TOC)の量)	測定する。
	オ. pH値	
	カ. 味	
	キ. 臭気	
	ク. 色度	
	ケ. 濁度	
	コ. 遊離残留塩素	水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき環境大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法（平成15年厚生労働省告示第318号）により測定する。
	[略]	
	(2) 専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の水質	
	ア. 専用水道が実施すべき水質検査の項目	水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法により測定する。
イ. 遊離残留塩素	水道法施行規則第17条第	

水質	(TOC)の量)	より測定する。
	オ. pH値	
	カ. 味	
	キ. 臭気	
	ク. 色度	
	ケ. 濁度	
	コ. 遊離残留塩素	水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法（平成15年厚生労働省告示第318号）により測定する。
	[略]	
	(2) 専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の水質	
	ア. 専用水道が実施すべき水質検査の項目	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法により測定する。
イ. 遊離残留塩素	水道法施行規則第17条第	

		2項の規定に基づき環境大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法により測定する。
(3)	専用水道（水道水を水源とする場合を除く。）及び専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の原水の水質	
	ア．一般細菌	水質基準に関する省令の
	イ．大腸菌	規定に基づき環境大臣が定
	ウ．塩化物イオン	める方法により測定する。
	エ．有機物（全有機炭素（TOC）の量）	
	オ．pH値	
	カ．味	
	キ．臭気	
	ク．色度	
	ケ．濁度	
(4)	雑用水の水質	
	ア．pH値	水質基準に関する省令の
	イ．臭気	規定に基づき環境大臣が定

		2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法により測定する。
(3)	専用水道（水道水を水源とする場合を除く。）及び専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の原水の水質	
	ア．一般細菌	水質基準に関する省令の
	イ．大腸菌	規定に基づき厚生労働大臣
	ウ．塩化物イオン	が定める方法により測定す
	エ．有機物（全有機炭素（TOC）の量）	る。
	オ．pH値	
	カ．味	
	キ．臭気	
	ク．色度	
	ケ．濁度	
(4)	雑用水の水質	
	ア．pH値	水質基準に関する省令の
	イ．臭気	規定に基づき厚生労働大臣

		める方法により測定する。
ウ. [略]	[略]	
エ. 大腸菌		水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法により測定する。
オ. 遊離残留塩素		水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき環境大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法により測定する。
[略]		

第4 水泳プールに係る学校環境衛生基準

1 [略]

2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄に掲げる方法又はこれと同等以上の方法により、検査項目(1)～(6)については、使用日の積算が30日以内ごとに1回、検査項目(7)については、使用期間中の適切な時期に1回以上、検査項目(8)～(12)については、毎学年1回定期的に検査を行うものとする。

検査項目	方法
------	----

		が定める方法により測定する。
ウ. [略]	[略]	
エ. 大腸菌		水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法により測定する。
オ. 遊離残留塩素		水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法により測定する。
[略]		

第4 水泳プールに係る学校環境衛生基準

1 [略]

2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄に掲げる方法又はこれと同等以上の方法により、検査項目(1)～(6)については、使用日の積算が30日以内ごとに1回、検査項目(7)については、使用期間中の適切な時期に1回以上、検査項目(8)～(12)については、毎学年1回定期的に検査を行うものとする。

検査項目	方法
------	----

水質	(1) 遊離残留塩素	水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき環境大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法により測定する。
	(2) pH値	水質基準に関する省令の
	(3) 大腸菌	規定に基づき環境大臣が定
	(4) 一般細菌	める方法により測定する。
	(5) [略]	[略]
	(6) 濁度	水質基準に関する省令の
	(7) 総トリハロメタン	規定に基づき環境大臣が定
	(8) 循環ろ過装置の処理水	める方法により測定する。
[略]		
[略]		

水質	(1) 遊離残留塩素	水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法により測定する。
	(2) pH値	水質基準に関する省令の
	(3) 大腸菌	規定に基づき厚生労働大臣
	(4) 一般細菌	が定める方法により測定する。
	(5) [略]	[略]
	(6) 濁度	水質基準に関する省令の
	(7) 総トリハロメタン	規定に基づき厚生労働大臣
	(8) 循環ろ過装置の処理水	が定める方法により測定する。
[略]		
[略]		

備考 表中の [] の記号は出典を示す。